

物価高騰対策生活支援給付金申請書(請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村(※令和6年12月13日時点の市区町村)
三島 <span style="float: right;">市長殿</span>

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ( )

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載

- ・子ども加算は、基準日(令和6年12月13日)時点で扶養している(同一生計である)18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童が対象です。ただし、基準日の翌日以降に生まれた新生児及び対象世帯とは別世帯だが、扶養している児童も対象となります。
- ・子ども加算の給付額は、対象児童1人あたり2万円です。
- ・別世帯で子ども加算の対象となっている児童については、子ども加算の支給はできません。
- ・児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、児童心理治療施設等への入所児童については、子ども加算の加算対象とはなりません。
- ・「子ども加算申請欄」には、まだ子ども加算の支給を受けていない児童をチェックしてください。

No.	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる	令和6年度住民税課税状況	子ども加算申請欄
				異なる場合には令和6年1月1日時点の住所を記載		
1	(申請者)	本人		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 未申告	
2			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 子ども加算を申請
3			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 子ども加算を申請
4			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 子ども加算を申請
5			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 子ども加算を申請

3. 受取方法(希望する受取方法(下記のA~C)のチェック欄(口)に「レ」を入れて、必要事項を御記入ください。)

- A 公金受取口座(世帯主(申請者)の口座に限る。)への振込を希望(通帳等の写しは不要)
- B 指定の金融機関口座(原則、世帯主(申請者)の口座に限る。)への振込を希望

【受取口座記入欄】 ※振込先金融機関口座確認書類・本人確認書類を添付してください。(長期間入金のない口座を記入しないで下さい。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1		

C 現金での受け取りを希望(金融機関の口座がない方が対象となります。)

※給付の日時・場所を指定して改めてご連絡いたします。申請には、顔写真付きの本人確認書類が必要となります。

裏面も必ずご記入ください

**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。**

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

物価高騰対策生活支援給付金の支給要件(※)に該当します。

※ 物価高騰対策生活支援給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① ア 世帯の全員が、令和6年度住民税均等割が非課税である。  
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。  
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。  
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 同一世帯において、既に他の自治体から同様の趣旨の給付を受けた世帯ではありません。
- ④ こども加算を申請する場合、対象として申請した児童に世帯と生計が同一でない者はいません。
- ⑤ 物価高騰対策生活支援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、三島市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑥ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑦ この申請書は、三島市において支給決定をした後は、物価高騰対策生活支援給付金の請求書として取り扱います。
- ⑧ 三島市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年6月30日までに、三島市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、物価高騰対策生活支援給付金が支給されないことに同意します。
- ⑨ 物価高騰対策生活支援給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や物価高騰対策生活支援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高騰対策生活支援給付金を返還します。

**提出書類**

受取方法・申請内容によって提出書類が異なります。

- 物価高騰対策生活支援給付金申請書(請求書)(本書) 【受取方法A・B・Cで必要】**  
※必要事項をご記入ください。
- 申請・請求者本人確認書類の写し(コピー) 【受取方法B・Cで必要】**  
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。  
※代理人が申請(受給)する場合は、本人と代理人それぞれの本人確認書類及び代理人との関係を説明する書類(住民票、登記事項証明書等の写し(コピー))を提出してください。
- 受取口座を確認できる書類の写し(コピー) 【受取方法Bのみ必要】**  
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 【令和6年12月14日以降に生まれた新生児のこども加算に係る申請のうち、三島市に住民票のない世帯の場合のみ必要】**
- 出生の事実を証明する書類の写し(コピー)**  
※出生届出済証明書や住民票の写し(コピー)など
- 【別世帯だが扶養されている児童のこども加算を申請する場合のみ必要】**
- 別居監護申立書(物価高騰対策生活支援給付金)**

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

代理人が申請(受給)する場合は、以下の項目についてご記載ください。

フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
上記の者を代理人と認め、 本給付金の (申請・請求受給 / 申請・請求及び受給) を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。			日中に連絡可能な電話番号 ( ) 署名(又は記名押印) 世帯主氏名 (印)

代理人として申請書の提出ができる人は、世帯員の方や法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)など一部の人に限り、本人と代理人との関係を説明する書類(住民票の写し等)の提出が必要となります。